令和5・6年度 郡山市小規模修繕契約希望者登録更新申請の手引き

1 登録更新申請について

現在、皆様が登録されている「小規模修繕契約希望者登録名簿(令和3・4年度)」の有効期間が令和5年3月31日までとなっていることから、次回(令和5・6年度)の名簿への登録更新申請を受け付けますので、引き続き当該契約を希望される方は、申請書類等を御提出ください。なお、申請結果は、令和5年3月末日までに通知する予定です。

- ※ 令和5・6年度工事等入札参加有資格業者名簿に登録された方は、小規模修繕契約 希望者にはなれません。
- ※ 受注者として選定されることを確約するものではありません。

【登録できる方】

郡山市内に住所又は主たる事業所(本店)を有し、現に自らの業として業務を行っている (会社従業員等になっていない)方で、以下のいずれにも該当しない方

- (1) 「建設工事」区分における有資格業者名簿に登録されている方
- (2) 希望する業種の小規模修繕を履行するために必要な資格、許可等を有しない方
- (3) 市税を滞納している方
 - ※ 申請受付後、契約検査課から税務担当課へ、市税(市民税、固定資産税(都市計画税 含む)、軽自動車税、事業所税、入湯税、国民健康保険税)の納付状況(滞納状況、 申告の有無等)について確認します。
- (4) 代表者及び役員等が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に 規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者であると認められる方
- (5) 希望する業種に係る受注実績がない方
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てを行った後に 再生計画認可の決定を受けている方、及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更 生手続きの申立てを行った後に更生計画認可の決定を受けている方
- (7) 上記に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当と認められる方

2 申請の受付期間等

- (1) 受付期間 令和5年2月1日(水)から令和5年2月22日(水)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付方法
 - ア 持参 以下の窓口へお持ちください。

契約検査課(郡山市役所本庁舎2階)又は各行政センター

イ 郵送 以下の宛先へ送付してください。

〒963-8601(住所不要) 郡山市財務部契約検査課

- ※ 受付期間最終日当日消印有効
- ※ 郵便事故につきましては、本市では責任を負いかねます。
- ※ 封筒に「小規模修繕登録申請書 在中」と赤書きで明記してください。

3 提出書類

- (1) 「郡山市小規模修繕契約希望者登録更新申請書(第4号様式)」
 - ※ 住所・氏名等を記入し、押印の上、提出してください。
 - ※ 現在の登録内容を印字していますので、変更がある場合は、当該箇所に取消線を引き、変更後の内容を当該箇所の上下又は左右の余白に記入してください。

- (2) 添付書類(登録事項に変更がある場合のみ)
 - ア 所在地、商号または代表者の変更(法人の場合)
 - ⇒ 令和4年4月1日以降に発行された履歴事項全部証明書
 - イ 許可・免許等が必要な業種への登録変更
 - ⇒ 許可証等の写し
- (3) 別紙 小規模修繕契約希望者登録申請に係る申告調書

4 登録の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年間)

5 登録業種数

最大5業種まで(全18業種)

「登録業種一覧]

業種番号	修繕業種名称	主な例示
1	大工	大工・型枠・造作等
2	左官	左官・モルタル・吹き付け等
3	石	石積み等
4	屋根	屋根ふき等(スレート、瓦、トタン)
5	電気	送配電設備・構内電気設備・照明設備・家電
6	管	空調・給排水・衛生設備・浄化槽・ボイラー・ポンプ
7	タイル・レンガ・ブロック	タイル・レンガ・コンクリートブロック積み
8	鋼構造物・鉄筋	鉄骨・貯蔵用タンク設備・鉄筋加工組み立て
9	板金	板金加工取付工事
10	ガラス	ガラス加工取付工事
11	塗装	塗装工事
12	内装・仕上	天井・壁・間切り・床・畳・カーテン・ブラインド
13	機械器具設備	各施設機械器具設備
14	電気通信	電気通信線路設備・電気通信機械・放送機械設備
15	建具	サッシ・シャッター・扉・木製建具・ふすま・鍵
16	水道設備	取水施設・浄化設備・配水設備
17	消防施設	火災報知機・消火設備等
18	その他	上記に分類されないもの

6 市税納付状況確認の基準日

令和5年2月28日(火)

※ 納期が到来している市税は速やかに納付をお願いします。

7 その他

- 同封されている更新申請書は、今回の申請受付期間中にのみ受け付けします。
- ・ 申請受付期間終了後は、令和5年4月以降に「追加登録申請」として随時受け付けます。 (追加登録申請の場合は、すべて新規申請事業者の取り扱いとなります。)

